

健康マネジメント協会 会員 各位

このメールは、国土交通省の貸切バスに関する公開情報を元に作成し、
会員の皆様に配信しています。交通事故防止の取り組みにご活用ください。

★国交省公開情報（H29.7.7 第408号より）

●軽井沢スキーバス事故の調査報告書が公表されました

国土交通省の事業用自動車事故調査委員会が、昨年1月に発生した
軽井沢スキーバス事故の調査報告書を公表しました。概要を紹介します。

【 事故の内容 】

平成28年1月15日、長野県の軽井沢で乗客39名を乗せて走行中の
貸切バスが、下り勾配の左カーブを走行中、対向車線にはみ出し
ガードレールをなぎ倒すと、横転しながら約4m下に転落した。

この事故により、乗客と運転者及び交替運転者の計15名が死亡、
乗客22名が重傷、乗客4名が軽傷を負った。

【 原因 】

事故現場の道路はカーブの連続する下り坂となっているが、運転者は本来
エンジブレキ等を使って安全な速度で運転すべきところ、十分な制動を
しないままハンドル操作中心の走行を続けたものと考えられる。

このような通常の運転者では考えにくい運転が行われたため、車両速度が
上昇、コントロールが失われ、規制速度を超過する約95km/hで走行した結果、
急な下りの左カーブを曲がりきれずに転落した。

このようになった背景としては、事業者がインバウンド観光等の需要拡大に
伴う事業規模の拡大に運転者の確保・育成の面で追いついていけず、
安全を軽視した運営を行ってきたことがあると考えられる。

- ・運転者は事故の16日前に採用されたが、健康診断と適性診断を
受けていなかった。
- ・運転者は経験や技能が十分でなかったと考えられるが、指導・教育や
運転技能の確認をせずに運行を任せた

- ・ 運行管理者は運行経路を調査せず、不十分な運行指示書を作っていた
- ・ 運行前の点呼を実施していなかった
- ・ 運行経路や休憩場所の選定を運転者任せにしていた

【 対策 】

(貸切バス事業者)

- ・ 運転者を選任するときは十分な能力があることを確認する
- ・ 運転者に健康診断、適性診断を受診させ、診断結果に応じた労務管理、指導監督を行う
- ・ 車両の構造や運行経路に応じた安全な運転の方法等を教育する
- ・ 添乗訓練を行い、運転技能等を確認・評価する
- ・ 点呼を確実に実施する
- ・ 運行経路や発着時刻等を記載した運行指示書を作成し、安全な運行に必要な運行指示を出す
- ・ 夜間の就寝時を含め乗客にシートベルトの着用を促す

(国土交通省)

- ・ 監査制度を充実強化し、監査で指摘があった法令違反について事業者が適切な是正を行っているかを確認する
- ・ 貸切バスの事業許可更新制を導入
- ・ 民間機関を活用し、監査を補完する巡回指導等の仕組みを構築、全貸切バス事業者に対し、年1回の頻度で安全管理状況をチェックする

詳細については下記をご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000319.html